

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 子ども・子育て支援法の改正に伴い、東大和市子ども・子育て支援会議の設置根拠としている引用条項が変更となるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 第1条中「第77条」を「第72条」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 関係法令との整合が図れる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年6月 子ども・子育て支援法改正。</p> <p>令和4年12月 条例改正について文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、令和5年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。